

平成 29 年度飯山市美術館運営協議会（第 1 回）

日時 H29.6.2（金）15:30～

場所 飯山市公民館 101 会議室

1 開 会

2 辞令交付

3 あいさつ
・教育長

4 自己紹介

5 会長選出

会長 _____ 会長職務代理 _____

6 会長、会長職務代理あいさつ

7 協議事項

- （1）平成 28 年度事業について（報告）
- （2）平成 29 年度事業計画（案）について
- （3）平成 30 年度以降の企画展（案）について
- （4）その他

8 そ の 他

9 閉 会

平成 29 年度飯山市美術館運営協議会委員名簿

美術館運営協議会委員（敬称略）

	氏 名	備 考
1	吉越 隆師	飯山市芸術文化協会
2	千坂 経悦	飯山市高校美術科担当者会
3	上海 一徳	飯山仏壇事業協同組合
4	青木 勇治	校長会
5	廣 靖彦	（新）有識者
6	森崎 鉄兵	社会教育委員
7	阿部 一義	内山紙協同組合
8	堀川 とし枝	（新）飯山市芸術文化協会

教育委員会関係者

1	教 育 長	長瀬 哲
2	文化振興部長（兼）文化交流課長 （兼）美術館長	栞原 良満
3	美術館係長	井端 伸介
4	臨時職員	木村 友子
5	臨時職員	小林 隆子

平成28年度事業について(報告)

事業名		内容・効果等	期間等	入館者数等
管理運営関係	運営協議会開催(第1回)	H28年度計画等について協議・了承	5/27(金)開催	
	運営協議会開催(第2回)	H28年度事業報告・H29年度事業計画について	2/23(金)開催	
	警備委託	夜間の機械警備を委託	H28.4.1～H29.3.31	
	清掃用品借上げ	日常清掃のための用具借り上げ	H28.4.1～H29.3.31	
	受付業務委託	受付カウンター業務委託(7日間/月)	H28.4.1～H29.3.31	
常設展示	常設展示(前期)	飯山市出身あるいはゆかりの芸術家で、これまで企画展を開催した画家の作品を中心に展示。美術館収蔵品及び60～70点を展示。	H28.4.1～H28.8.28	
	常設展示(後期) 『名誉市民・長谷川青澄 生誕100年記念特別展示』 ※資料P1写真参照	名誉市民の日本画家・長谷川青澄(1916－2004)の生誕100年を記念し、市美術館所蔵作品による特別展示を開催。能や狂言、歌舞伎など日本の伝統芸能を題材とした秋の院展出品作品、また、日常的な人物を描いた春の院展出品作の中から特に選りすぐりの作品を展示室全面に展示し、長谷川青澄の芸術世界を堪能できる機会とした。	H28.11.3～H29.4.20	
企画展	企画展 『駒村久彌展 一画業70年の軌跡』開催 ※資料P1～2写真参照 ※資料P4～5新聞記事参照	市内神明町出身在住の画家・駒村久彌氏の70年に亘る全画業を紹介した。同氏が出品を継続している春陽展出品作品をはじめ代表作84点を展示した。企画展初日(9/3)には駒村氏本人によるギャラリートークを開催し、創作活動におけるエピソードなどを語っていただいた。	会期:9/3～10/30 開館日数:61日 会場:展示室・ロビー・2階ギャラリー	入場者数: 2,270名
		『記念ロビーコンサート』開催 駒村展への集客を図るため、実行委員会形式によるロビーコンサートを開催した。ヴァイオリン:七澤清貴、ピアノ:須田桃香	会期:10/1 会場:美術館ロビー	入場者数: 76名 チケット販売数:88名
		『春陽会会員・浦野吉人講演会—駒村久彌の画業について—』開催 駒村展への集客を図るため、駒村氏の画業に詳しい画家・浦野氏による講演会を開催した。市民のほか、春陽会関係の方々が大勢来館した。	会期:10/8 会場:美術館ロビー及び展示室	参加者数: 約40名
		会期中、『学びのエリア秋まつり』の催しとして、「クイズ 答えは作品の中」を実施。駒村氏の作品を見て答える5種類のクイズシートを用紙し、参加者から好評を得た。	10/1・2 開催 ※この2日間は入館無料	2日間の入館者数:848名

平成28年度事業について(報告)

事業名		内容・効果等	期間等	入館者数等
ギャラリー企画展	ギャラリー企画展 『馬場剛史挿絵作品展』開催 ※資料P2写真参照 ※資料P6～7新聞記事参照	中野市出身の美術家・馬場剛史氏が8年以上に亘って担当している北信濃新聞『奥信濃今昔ばなし』の挿絵掲載回数がH28年9月に100回を迎えたことから、その中から選んだ原画と馬場氏がライフワークとして取り組んでいる版画作品あわせて60点を紹介した。	会期:11/4～12/4 開館日数:24日 会場:ロビーと2階ギャラリー	会期中 入館者数: 566名
	『城南・城北中学校美術部展(第7回)』開催 ※資料P2写真参照	城南・城北中学校美術部の日頃の活動の成果を発表するための作品展。両校の美術部員合わせて62名の静物画や風景画・イラスト・名画の模写・切り絵など、62点を展示した。	会期:12/1～/7 開催日数:6日 会場:文化交流館なちゅうらなかみち	
	ギャラリー企画展 『安原半田南画展』 ※資料P3写真参照	市内太田地区出身で、明治から昭和初期にかけて活動した画家・安原半田(本名:佐太郎、1875～1939)の山水図や布袋図が描かれた掛け軸等27点を展示。平成27年度に半田のご遺族から寄贈を受けた掛け軸及び市内の個人から借用した作品をメインとして紹介している。	会期:2/18～3/20 会場:2階ギャラリー	
美術教室Ⅰ	美術館ワークショップ 『泥絵具で絵を描こう!』 (公民館夏休み体験教室) ※資料P3写真参照	飯山市内で採取した土や砂から作った絵具で和紙や画用紙に絵を描く教室を開催。子どもたちは土から作られた絵具の独特の感触を楽しみながらドローイングを行うことができた。また、郷土の伝統工芸である和紙と組み合わせることで、“飯山らしい特色ある美術館”を目指す活動として、今後、成果が期待できる取り組みとなっている。	会期:7/30 会場:公民館103	参加者:小学生14名
	美術館ワークショップ (公民館春休み体験教室) ※資料P3写真参照	『飯山の土を使ったコラージュ作品づくり』 土の絵具を塗った紙を切ったり貼ったりして、簡単で楽しい作品づくりを実施予定。	会期:3/28 会場:公民館103	定員:15名
美術教室Ⅱ	アウトリーチ 米林雄一氏による出前授業開催 ※資料P3写真参照 ※資料P8～10新聞記事参照	東京芸術大学名誉教授でNASAやJAXAの宇宙開発にも関わっている彫刻家・米林雄一氏による特別授業『体験!宇宙モデリング』を実施。	会期:11/1 会場:飯山小学校図工室	参加者:飯山小4年生 61名

平成 29 年度事業計画（案）

1 管理運営事業

- (1) 運営協議会の開催（H29 年 5 月と H30 年 2 月、その他必要に応じて開催）
- (2) 警備委託（職員退出時、業者に機械警備を委託）
- (3) 清掃用品借り上げ（職員による日常清掃のための用具借り上げ）
- (4) 受付業務委託（月 7 日間、仏壇事業協同組合）
- (5) その他（ワックスがけ等業者清掃年 6 回）

2 常設展示

内容：飯山市出身あるいはゆかりの美術家及び企画展を開催した美術家の作品を中心に常設展示を行う。美術館収蔵品及び借用作品を合わせて 60～70 点を展示する。

期間：①平成 29 年 4 月 25 日（火）～7 月 27 日（木）…前期（約 4 ヶ月間）

②平成 29 年 11 月 16 日（木）～平成 30 年 4 月中旬…後期（約 5 ヶ月間）

※4/22 土・23 日は、第 37 回飯山市民芸術祭展示部門の会場として使用。

※②は、箕口博の没後 40 年記念の展示を検討する。

主な出品作家： 長谷川青澄（日本画）・相原求一朗（洋画）・宮澤鉄夫（日本画）・佐藤武造（水彩画）・岩上隆静（水彩画）・寺瀬黙山（彫刻）・箕口博（彫刻）ほか

3 花園大学歴史博物館との連携事業

特別展『一この人なくして白隠なし― 正受老人と白隠禅師』(8/2～9/10) を開催
※別綴じの開催概要（案）及び出品作品リスト（案）等を参照

4 企画展開催事業

企画展『(仮称) 中川岳二展』(9/16～11/12) を開催

※資料 P 1 3 開催概要（案）、P 1 4 中川岳二略歴、P 1 5 作品写真を参照

5 ギャラリー企画展等

方針：市出身やゆかりの有無にこだわらず、市外の作家も積極的に紹介し、施設の有効活用・活性化を図る。

- (1) 『小黑三郎組み木館 ズートピア信州展』を開催

期間：平成 29 年 9 月 16 日（土）～11 月 12 日（日）※中川岳二展と同時開催

会場：美術館 2 階ギャラリーのみ ※ロビー部分は実演や体験コーナーを設置

内容：組み木玩具の第一人者・小黑三郎（1936～）の作品を展示しているズートピア信州を紹介する。

小黑三郎は中川岳二氏が尊敬する木工作家で、『中川岳二展』同時開催する

ことで相乗効果を図る。

当美術館のこれまでの展示活動においては、小さな子どもが楽しめるような展示内容はほとんど行われていない。今回、“あたたかみのある木のオモチャ”を紹介することで、美術館を身近に感じてもらえるような機会としたい。

備考：上記の開催方法について、池田憲一郎（ズートピア信州館長）、中川岳二氏の合意を得ています。

※資料 P 16・17 ズートピア信州三つ折りパンフレット（両面）、

P 18 小黒三郎略歴を参照

（２）その他

①城南・城北中学校美術部展（参考：平成 22 年から継続）

H29 以降については両校美術部顧問の先生方と相談のうえ決定するが、美術館と両中学校の共催事業として 28 年度と同じ会場（なちゅらナカミチ）での開催を提案する予定。

②その他

- ・登録社会教育団体から作品発表の会場としてなど利用希望があれば随時検討する。

- ・フリーペーパー「鶴と亀」の写真展の開催が可能かどうか検討することになっているが、29 年度中の開催は極めて厳しい状況であるため、今後の課題としたい。

6 ワークショップ・美術教室等

方針：特徴ある美術館づくりを目指して、郷土の伝統工芸である“和紙”と地元の土から作った絵の具を使った絵画制作等のワークショップを継続して取り組む。また、美術家等に協力を仰ぎ、美術を身近に感じ楽しむためのギャラリートークやワークショップを実施する。

（１）夏休み・春休み体験教室の企画運営

市公民館主催の小中学生を対象とした夏休み・春休み体験教室において、美術・図工関連企画立案と運営に関わる。今年度の内容として、次のとおり実施内容の候補を検討している。

夏休み：

春休み：土から作った絵具でドローイング（絵画制作）や工作を行う。

（２）その他

現役の美術家によるワークショップの開催を検討する。

今年度の企画展作家・中川岳二氏や昨年 11 月に飯山小において特別授業をしていただいた彫刻家・米林雄一氏などに協力を依頼し実施する予定である。

①『(仮称) 中川岳二展』の期間中、6 館による「学びのエリア秋まつり (9/30・10/1)」が開催されるため、中川氏に工作教室などの実施を依頼し、承諾を得た。

②平成 30 年度に企画展を予定している彫刻家・米林雄一氏による美術・図工の授業やクラブ活動の特別指導実施を今後、調整する予定。

城南中学校の美術部の子どもたちを対象に、美術のお話やデッサン教室などできないかなど、顧問の先生と相談しながら進めたい。

7 五郷研修館の活用・県外在住作家との連携

方針：県外在住の芸術家と連携し、美術館活動の活性化に繋げる。

内容：平成 14 年度から継続。不定期に飯山を訪れて絵画作品などを制作。

現在、30 年度中に日本画家・星晃氏のギャラリー企画展を検討、調整中。

研修館を使用している美術家：

○原田卓三（大阪府在住、東京芸術大学大学院修了、独立行政法人造幣局）

○瀬島 匠（東京都在住、武蔵野美術大学卒、東北芸術工科大学准教授）

○内田 寛（絵画、愛知県在住、名古屋芸術大学卒）

○星 晃（日本画 埼玉県生まれ 武蔵野美術大学造形学部日本画学科卒）

平成 30 年度以降の企画展等開催計画（案）

平成 30 年 度	米林雄一展 《彫刻》 ※資料 P 19 略歴等参照	・開催することを前提に、28 年度から打ち合わせを始めている。 ・28 年度（11/1）に飯山小 4 年生 60 名に対し、『体験！宇宙モデリング』と題した特別授業を実施。また、29 年度も図工美術の実技指導等の実施を検討しており、そのような機会を設けたうえで企画展に繋げていきたい。
平成 31 年 度	木原正徳展 《絵画》 ※資料 P 20 略歴等参照	・現在、当年度の候補としている。
平成 32 年 度	未定	・現段階では未定。 ・市出身の和紙作家・齋藤一郎氏の企画展から 5 年目にあたるが、和紙に関係した企画展が出来ないかなど時間をかけて検討していきたい。

○飯山市美術館運営協議会規則

平成9年3月21日教育委員会規則第3号

改正

平成18年2月20日教委規則第1号

平成20年3月24日教委規則第2号

平成27年3月31日教委規則第4号

飯山市美術館運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、飯山市伝統産業会館条例（昭和57年飯山市条例第22号）第19条に定める飯山市美術館運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数、任期その他必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 協議会の委員の定数は、12人以内とする。

(任命)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識者から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長が会務を総理する。

3 会長が事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(協議会)

第6条 協議会は、美術館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成18年2月20日教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○飯山市伝統産業会館条例

昭和57年6月25日条例第22号

改正

昭和61年3月19日条例第7号
 平成元年3月25日条例第19号
 平成9年3月21日条例第10号
 平成12年3月27日条例第1号
 平成18年3月27日条例第15号
 平成18年6月30日条例第35号
 平成20年3月26日条例第12号
 平成26年3月26日条例第1号

飯山市伝統産業会館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、伝統産業会館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 伝統的工芸品産業の健全な発展に寄与し、及び郷土に所縁のある芸術家の美術品等を収集し、保管し、又は展示して市民の利用に供するとともに、その教養及び調査研究に資するため、伝統産業会館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 伝統産業会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
飯山市伝統産業会館	飯山市大字飯山1,436番地の1

(施設)

第4条 伝統産業会館に次の施設を置く。

(1) 伝統的工芸品展示館

(2) 美術館

(入館料の納付)

第5条 伝統産業会館の展示資料を観覧する者は、入館料を納付しなければならない。

(入館料の額)

第6条 前条の入館料の額は、次のとおりとする。

区分	一般・高校生	小・中学生
個人	300円	200円
団体（20人以上）	200円	100円

2 飯山市ふるさと館条例（平成17年飯山市条例第30号）第3条に規定する飯山市ふるさと館と併せて入館する場合の入館料の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	一般	小・中学生
個人	240円	160円
団体（20人以上）	170円	80円

3 前2項の規定にかかわらず、特別展の場合においては、その都度定める額を徴収することができる。

(入館料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条の入館料を減免することができる。

(遵守事項)

第8条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 伝統産業会館の施設又は備品を損傷し、又は汚損しないこと。

(2) みだりに展示資料等に触れないこと。

(3) 伝統産業会館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。

(4) 火気の使用及び所定の場所以外で喫煙はしないこと。

(5) 許可なく展示資料の撮影、模写等を行わないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、伝統産業会館の秩序の維持について市長が指示すること。

2 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、退館を命ずることができる。

(1) 前項の規定に違反したとき。

(2) その他管理上必要があるとき。

(施設の使用)

第9条 市民の芸術及び文化活動を奨励し、広くその普及並びに振興を図るため、ギャラリー及びロビー（以下「ギャラリー等」という。）の施設を団体が、美術作品の展示場所として使用することができる。

(施設の使用許可)

第10条 ギャラリー等の施設及び備品を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、許可するに当たっては、管理上必要な条件を付すことができる。

(施設の使用資格者)

第11条 ギャラリー等の施設及び備品の使用資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に活動の拠点を置く市民団体

(2) その他市長が特に認めた団体

(使用権の譲渡禁止)

第12条 使用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は前条の規定に違反したときは、ギャラリー等の施設及び備品の使用許可を取り消し、又は使用等を中止し、若しくは停止させることができる。

(1) 無断で目的外に使用しようとし、又は使用したとき。

(2) 使用に関して係員の指示に違反し、又は使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。

(使用期間)

第14条 1回の使用期間は、1週間以上3週間以内とする。

(施設等使用料)

第15条 ギャラリー等施設及び備品の使用料は、次のとおりとする。

区分	ギャラリー	ギャラリー及びロビー	備品(吊金具、展示台及びパネル)
市民団体(1日につき)	3,600円	5,140円	無料
市民団体以外(1日につき)	7,200円	10,280円	無料

(使用料の還付)

第16条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、天災その他やむを得ない理由により使用しなかった場合は、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第17条 使用の承認を受けた者は、施設若しくは備品を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償は、市長が認定する。

(職員)

第18条 第4条第2号に規定する美術館(以下「美術館」という。)に館長その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、上司の命令を受けて事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(美術館運営協議会)

第19条 美術館に美術館運営協議会(次項において「協議会」という。)を置く。

2 協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(補則)

第20条 この条例に定めるもののほか、伝統産業会館の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月25日条例第19号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第10号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成18年3月27日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年6月30日条例第35号)

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月26日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(使用料等に関する経過措置)

2 次項から第10項までに定めるものを除くほか、次の各号に掲げる規定は、それぞれこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の当該各号に定める行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の当該行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

(1)～(7) (略)

(8) 第8条の規定による改正後の飯山市伝統産業会館条例第15条の規定 使用

(9)～(25) (略)